

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく一時扶助申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和6年5月7日付けの一時扶助申請（被服費）却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った一時扶助申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、本件処分の取消しを求めている。

本件処分通知書には、請求人が平常着を有しており、と記載があるが、何を根拠にそのような判断をされているのか明らかにされたい。平常着を有していないことについての立証責任は請求人にはない。有していたというのであれば、処分庁が、いつどのように調査を行い、請求人がどのような衣服を有していたのか、質問する。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
-------	------

令和7年10月23日	諮問
令和7年12月12日	審議（第107回第1部会）
令和8年 1月 9日	審議（第108回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準・種類

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

法11条1項は、保護の種類として、1号に生活扶助を挙げ、法12条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、生活扶助を行うことを定めるとともに、生活扶助の範囲に「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」（1号）を規定している。

(2) 経常的最低生活費

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第7・1は、経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであることとしている。

(3) 臨時的最低生活費（一時扶助費）

次官通知第7・2は、臨時的最低生活費（一時扶助費）は、特別の需要（新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要等）のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならぬ緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところに

より、臨時的に認定するものであることとしている。なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては十分留意することとしている。

(4) 被服費

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7・2・(5)・アは、「被保護者が次のいずれかに該当する場合であって、次官通知第7に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えない」とし、以下の6項目を挙げている。

ア 略(布団類)

イ 保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服(平常着)が全くないか若しくは全く使用に堪えない状況にある者又は学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者の場合

1人当たり 1万5000円以内

ウ 略(災害にあった場合)

エ 略(新生児のためのおむつ等)

オ 略(入院を必要とする者の寝巻等)

カ 略(常時失禁状態にある患者等の紙おむつ等)

(5) 保護の申請に対する決定

法24条1項は、保護の開始を申請する者は、要保護者の氏名及び住所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同条3項及び4項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して決定理由を付した書面をもって、これを通知しなければならないものとしている。

そして、同条9項は、同条1項から7項までの規定を要保護者等からの保護の変更の申請について準用するものとしている。

(6) 次官通知等の位置付け

次官通知及び局長通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

上記1の法令等の定めを前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

本件申請は被服費の支給を求めるものであるが、担当職員が請求人の洋服棚を確認したところ、10着ほどの洋服があったことが認められる。

局長通知によれば、被保護者が「保護開始時（略）において、現に着用する被服（平常着）が全くないか若しくは全く使用に堪えない状況にある者の場合」は特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないとされているところ（1・(4)）、請求人の被服の状況からすると、被服費を計上して差し支えないとする要件に該当しないことは明らかである。また、他に該当する項目はない。

そうすると、処分庁が本件申請を却下した本件処分は、上記1の法令等の定めに基づいてなされたものであると認められる。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、平常着を有していないことについての立証責任は請求人にはない、処分庁がいつどのように調査を行ったのかなどを質問するなど主張する。

この点について、処分庁は、担当職員が請求人宅を訪問することにより、請求人が着用する洋服を有していることを確認した事実が認められるものであり、同確認に基づいて行われた本件処分に違法又は不当な点が認められないことは上記2で述べたとおりである。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙（略）